

京都市消防局訓令乙第2号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員教育規程の一部を次のように改正する。

平成30年4月17日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第2条第3号中「局」を「消防局（以下「局」という。）」に改める。

第10条第1項後段を削り，同条第2項中「，署にあっては」を「，消防署（以下「署」という。）にあっては」に，「分署にあっては」を「消防分署（以下「分署」という。）にあっては」に改める。

第11条第3項中「署の総務課長，予防課長及び警防課長をもって充てるものとし，分署については，警防課長」を「総務課長及び消防課長をもって充て，分署の教育副主任者は，消防課長」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

（消防局消防学校教育管理課）